

首里城復元のための関係閣僚会議の開催について

〔令和元年11月5日
内閣総理大臣決裁〕

1. 令和元年10月31日に発生した火災により焼失した首里城正殿等の復元のための計画策定等に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応するため、首里城復元のための関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。

議長 内閣官房長官

副議長 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

国土交通大臣

構成員 総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

3. 会議の下に、首里城復元のための関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4. 議長は、必要があると認めるときは、関係する国務大臣及び沖縄県等の関係者の出席を求めることができる。

5. 会議及び幹事会の庶務は、内閣府及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。